

宮城県サテライトオフィス進出支援金に係るQ & A

目次

- Q1 宮城県サテライトオフィス整備支援補助金で整備したサテライトオフィス等の所在する市町村区域外に居住する個人が、当該サテライトオフィス入居と同時に法人を設立する場合は、進出支援金の対象となるか。2
- Q2 進出支援金の支給後にサテライトオフィス等の利用の終了があったことの確認はどのように行うのか。2
- Q3 宮城県サテライトオフィス整備支援補助金で整備したサテライトオフィスに入居した進出企業が、土地を気に入ったことにより、自前の事業所を区域内に設置して5年以内に転居した場合、支援金の返還対象となるか。2
- Q4 対象となる施設毎に、進出支援金の上限数はあるか。2
- Q5 利用予定施設が整備期間中に、施設運営者と利用に関する仮契約を締結している場合、申請は可能か。2
- Q6 月あたり施設利用が月に1回程度等の場合でも進出支援金の対象となるか。2
- Q7 利用する社員が1名の場合でも、進出支援金の対象となるか。3
- Q8 複数の企業が共同で1室を利用するような場合、企業ごとに進出支援金を受け取ることが可能か。3
- Q9 利用するオフィスには常駐する必要があるか。3

Q1 宮城県サテライトオフィス整備支援補助金で整備したサテライトオフィス等の所在する市町村区域外に居住する個人が、当該サテライトオフィス入居と同時に法人を設立する場合は、進出支援金の対象となるか。

A1 進出支援金の対象者の要件（サテライトオフィス等を利用する市町村区域内に本社等を設置していない企業・団体）に該当しないため、進出支援金の支援対象とはならない。

Q2 進出支援金の支給後にサテライトオフィス等の利用の終了があったことの確認はどのように行うのか。

A2 サテライトオフィス等に係る賃貸借契約や利用契約の終了、会員登録の解消、その他外形的な状況確認により利用終了を確認する。

Q3 宮城県サテライトオフィス整備支援補助金で整備したサテライトオフィスに入居した進出企業が、土地を気に入ったことにより、自前の事業所を区域内に設置して5年以内に転居した場合、支援金の返還対象となるか。

A3 支援金の申請から5年以内に、当該企業が自前の事業所の開設や他の民間施設等へ転出した場合、引き続き支援金を受領した市町村の区域内に留まっているのであれば、宮城県サテライトオフィス進出支援金交付要綱第9条で定める「申請企業の倒産、災害等のやむを得ない事情」に該当するため、支援金返還の必要はない。

Q4 対象となる施設毎に、進出支援金の上限数はあるか。

A4 原則として、宮城県サテライトオフィス整備支援補助金で整備した施設の規模が20人以上50人未満の施設は3件、50人以上の施設については6件までとする。ただし、執行状況等により県において調整することがあり得る。

Q5 利用予定施設が整備期間中に、施設運営者と利用に関する仮契約を締結している場合、申請は可能か。

A5 施設整備の間に事前に契約をし、整備完了後の施設への入居・利用が確実であることが契約書等から明らかである場合、申請は可能とする。

Q6 月あたり施設利用が月に1回程度等の場合でも進出支援金の対象となるか。

A6 利用頻度が月1回程度であっても、契約書上、継続的に利用することが明らかである場合は対象とする。

Q7 利用する社員が1名の場合でも、進出支援金の対象となるか。

A7 1名の場合でも対象とする。

Q8 複数の企業が共同で1室を利用するような場合、企業ごとに進出支援金を受け取ることが可能か。

A8 進出支援金は、1企業・団体につき1回限り受け取ることができるが、複数企業が共同で利用するような場合には、契約数と同数の企業数まで申請することが出来る。

Q9 利用するオフィスには常駐する必要があるか。

A9 常駐しない利用形態として、例えば、企業のワーケーション施設としての利用などが想定されるが、そうした利用形態であったとしても宮城県への新たな人の流れをつくるという進出支援金の交付目的は達成されるものと考えられることから、常駐することは必ずしも必要ではない。